

## 「何れも京の妾女四人」小考

——『本朝桜陰比事』と『板倉政要』系列裁判話——

大久保 順 子

浮世草子『本朝桜陰比事』（元禄二年刊）は、京を舞台とする短編裁判話の集である。かつて野間光辰は「本朝桜陰比事考証」（『西鶴新新攷』所収）において、昭和二十年代当時の研究で総じて評価が低かった井原西鶴の浮世草子「雑話物」——『西鶴諸国はなし』『懷硯』『本朝二十不孝』『本朝桜陰比事』等——の意義を、作者西鶴が「短篇小説の技法を体得した」「小説修行の産物」と位置づけ、『桜陰比事』の原拠について次のように述べた。

『桜陰比事』に見ゆる『板倉政要』的要素は、なほ他にも二、三の例を追加することが出来るであらう。たとえば「何れも京の妾女四人」（『桜陰比事』四ノ五）と「養子ヲ閣テ妾女ニ讓状之事」（『板倉政要』六ノ一）、「両方よらねば埒の明ぬ蔵」（五ノ四）と「嫁姑出入之事」（十ノ十）、「あぶなき物は筆の命毛」（五ノ五）と「張紙シタル者御穿鑿之事」（九ノ二）等がそれである。しかしいづれにしても、その関係は単なる類似の域を出でない。

この指摘は、『本朝桜陰比事』を「単に問題の両書（※引用者注：『棠陰比喩』と『板倉政要』）にのみ取材し、これらにのみ想を得たものではなかった」とする観点から、本作品の素材・原拠を元禄当時の刊行書『堪忍記』『北条

五代記』『醒睡笑』『御伽比丘尼』『狂言記』等に見出すことよって、より広範な素材から着想する作者の創作意識と作品相互の影響関係において、作品の再評価を説くものであった。

その後の『本朝桜陰比事』研究における本作品所収の裁判話の様々な分析により、現在の本作品の評価は、もはや『板倉政要』の「単なる類似の域を出でない」ものに留まっではない。典拠の数の多さだけが創意の多さではなく、利用の仕方が問題である。だが、造型のオリジナリティや個性を肯定的に評する文芸観に基づく往時の研究で、「類似」という点は軽視されがちであり、読者がどう読んだかという視点からの意義も看過されてきたのではないだろうか。今日の研究視点において、その評価は再検討されるべきと考える。

熊倉功夫『寛永文化の研究』の指摘のとおり、『板倉政要』は寛文十年以降元禄二年以前の成立とみられる近世前期の法令集及び判例集である。板倉重宗式目二十一ヶ条の部分は『京都御式目』として「板行され、手習いの手本にもなった」上、「基本法として、板倉所司代の法は、知らしむべからざる法ではなく、最も京都の人口に膾炙する読みものとなった」といわれる。これらの裁判話が元禄以前の社会の多くの人々に知られていたなら、『本朝桜陰比事』成立当時の読者もまた、既知の『板倉政要』裁判話との「類似」と「差異」を感じつつ、事件話を解釈し興趣を味わったのではないか。作者がその読者の存在を想定しつつ話を創る。裁判話は確かに一見「類似」しているも、いや、「類似」していればいるほど逆に、「話」の本文がもたらす「差異」の部分が問題となる。既に杉本好伸も、「問題は、読者が、『板倉政要』の話と比較した場合におこってくる」と示唆しているとおりである。そこで、改めて『板倉政要』から『本朝桜陰比事』を具体的に読み解き、先行する『板倉政要』を意識しているとみられる作品の効果に着目して、本文の構成と表現、描かれた事件の特質を考察したい。

## 一 『板倉政要』『養子妾女公事』と、遺産相続事件裁定の方向性

本論では、野間氏が前掲の論で挙げた三話の例のうち、『本朝桜陰比事』巻四ノ五「何れも京の妾女四人」を主に

考察する。「むかし都の町に榮花さかぐはの時得たる町人有」で始まる本話では、「本妻」の死後「中屋敷」に後妻を、「本宅」に前妻腹の「男子十四歳」を、洛中の各「下屋敷」に四人の妾（及びその娘）を、それぞれ住まわせた「町人」の死去後の、財産相続問題の事件が展開する。本話は「出入筋（民事訴訟）」「相続公事譚」とみられ、既に岡本隆雄「『本朝桜陰比事』論」等の先行研究において、『板倉政要』巻六の一との類似点と相異点が指摘されている。それらを参照しつつ、本論でもまず『板倉政要』巻六ノ一「養子ヲ閣テ妾女ニ讓状之事」の本文に沿って吟味した上で、事件の意味を確認する。

『板倉政要』は写本の書承テキストであり、『本朝桜陰比事』と同様の刊行版本形態の本文が定着しておらず、現存する『板倉政要』諸本により本文や巻数の位置等の異同が少なくはない。<sup>5)</sup>『本朝桜陰比事』作者がどの『板倉政要』本文を見たか、正確に断定することは難しい。だが、西鶴浮世草子作品内でも「有あいに借屋いやくの親仁おやぢに板倉殿いたくらの瓢箪ひょうたん公事こうじの咄はなしをさせ」(『世間胸算用』巻二の三「尤始末しまつの異見いけん」)が例示するように、町家の人々の間での『板倉政要』の「咄し」の享受は、「我内の心やすく」手間や経費のかからない「楽み」であったとみられ、『板倉政要』が「実際に声を出して読みあげられていたという生活習慣があった」とも指摘される。その「咄し」の元の写本がある程度、比較的余裕のある庶民層に入手され享受されて、人々の話題にも共有されているという、そのような『本朝桜陰比事』作者と読者の層を前提として考えたい。

その典型的な本文例として、京都大学附属図書館蔵写本を底本とし内閣文庫蔵本・宮内庁書陵部蔵本を対校したとする、熊倉功夫の「翻刻報告『板倉政要』裁判説話の部」<sup>6)</sup>より、『板倉政要』巻六ノ一「閣くわ養子やうし一而妾女江讓状之事（以下、本論では「養子妾女公事」と略称する）」の本文を次に掲げる。この話の場合、例えば国立国会図書館蔵写本と比べると、本文の用字や語句に「実子ナシニヨツテ」（京大本）↓「実子ナキニヨリ」（国会本）等の異同がある程度で、本文の大筋の展開や板倉殿の判断の趣旨は諸本で同様である。口承の場合でも、以下に掲げる本文と概ね同様の公事の「咄し」が伝わっていると考える。以下、本話の前半の本文の叙述を、展開の各部分にそって適宜改行し、①〜⑥の箇条に分けて参照する（傍線は引用者が付した）。

①京都三条小橋ノ辺リコリ木町に有徳ナル商人アリ、実子ナシニヨツテ奈良ヨリ一族ノ子ヲ養子トシテ町ノ年寄十人と并ニ一類眷族マテ養子ノヒロメヲ致シケルガ

②三年スキテ彼者病氣付テ色々医術ヲ尽ストイヘトモ其驗ナク、病日ニ増ヲモリケルニ付、妾女ニ一通ノ讓狀ヲ自筆ニテ与ヘ三四日過テ死去ス

③其讓狀ニ云、我等家屋敷金銀以下マテ不<sub>レ</sub>殘妾女ニ讓与者也ト書テ黒印ヲスヘ渡シケル、因<sub>レ</sub>茲死後日ヲ經テ彼妾女ノ云、我等ニ家屋敷金銀以下迄不<sub>レ</sub>殘讓与ノ証文有之ハ殘ラズ我等家督ヲトルヘキ由、町ノ年寄十人組ヘ相斷ル

④町年寄十人と并一族ノ輩讓狀心元ナシトテ披テ見<sub>レ</sub>之ニ無<sub>レ</sub>疑自筆ノ讓狀也、故ニ養子ニ家督相続ノコト難<sub>レ</sub>叶ニ依テ周防守殿ヘ訴ケル

⑤板倉殿右ノ段々逐一聞届ラレ下知セラレケルハ、彼養子四年以前ニ手前ヘ呼寄今日迄無<sub>レ</sub>異儀一町役等モ相勤シテ商売金銀等ノ支配モ此養子ニ任せ置コトナレハ、彼養子別心ナキ所決定セリ、然レトモ彼妾女病中死期マテ不<sub>レ</sub>淺心底ニテ看病スルニヨリ其真心ヲ感シ満足ノ余リニ如此ノ遺書ヲ与ルト見ヘタリ(中略)

⑥死期ニ及フ三四日以前ノコトナレハ性氣正シカルマシ、平生ノ時ナラハ讓狀ノ旨ニ任スヘシ、然レトモ彼女真心身ニアマリ過分ト思フユエニ前後ノ道理ヲ不<sub>レ</sub>弁(中略)然レハ此方ヨリ下知ハ成ガタシ、町年寄十人と一族ノ者トモ寄合吟味ノ上、了簡イタシ重テ赴キ申来ルヘシトノサバキ也

「養子妾女公事」では、有徳な商人の没後、故人の①「養子」と②「妾女」とが遺産相続を争う構図となる。③④では、故人の「自筆」の「讓狀」の指定を理由に「妾女」側が相続権を主張する。①と⑤によると、養子は(実子の無い商人が)将来の家督相続のため呼び迎えた人物で、過去四年間の家業を働き、町役も務め、手代をはじめ町年寄等といった周囲にも経営の後継者として認知されている。故に「養子ニ家督相続ノコト難叶」の事態に養子及び家族や町内の関係者一同が困惑して訴えたのである。一方、妾女は病気の商人を献身的に介護し、妾女の全財産相続を指示する故人自筆の讓狀をその臨終の際に得ていた。⑥の京都所司代板倉周防守殿は「平生ノ時」ではない

「死期ニ及フ三四日以前」の「性気正シカルマシ」き遺言に疑問を唱え、町年寄十人組等や一族等の「寄合吟味」を受け、元来望まれていた「養子」の全財産相続と家業の継承という、順当な判断を示す。また、献身的に介護した妾女にも、故人の感謝の念に相応するであろう家財金銀の三分の一の分配が提案され、板倉殿も認めて事件が落幕する。

前掲の熊倉功夫の論考<sup>⑥</sup>は、この事件を含む『板倉政要』裁判説話の「民事にあたる出入り筋（公事）」として、「相続」に関する九話を指摘している。巻六ノ一以外の「相続公事譚」の八話の概要も次に掲げ、裁定の傾向を確認しておく。

a 巻六ノ八 「瓢箪譲三子事」

京四条通 有徳な商人の男子三人に瓢箪を残す↓座りの良い瓢箪の三男が相続（兄二人は後に分散）

b 巻六ノ十三 「家督公事捌」

京三条寺町の商民が急病死↓遺産相続した二才の長男も病死 妻が財産相続↓亡夫の妹と妻の弟へ相応に分ける

c 巻七ノ七 「家督論捌之事」

京七条の商人 娘と入婿に家督を譲り、隠居後に病死 姉婿養子が遺産相続後、五六年音信不通の弟が奥州から帰京 私事は悪人何某が子↓財産の半分を弟へ

d 巻七ノ十 「義絶ノ弟ニ家督被<sup>レ</sup>下事」

京の有徳商人、妻子なく頓死、手代のみで家督相続者なし 町年寄十人組の訴え↓廿年義絶の弟が辞退するも、家督相続

e 巻八ノ六 「本妻与妾之事」

上京有徳商人急病死 本妻の五歳男子、妾の九歳男子 遺言無↓生前九歳庶子を本家で養育↓一万両は九歳惣領、八千両は五歳弟へ、惣領十五歳になるまで一門が管理

f 巻九ノ六 「養子公事」

大徳寺近い有徳百姓の病死 後妻が惣領と不和、惣領養子と二男家へ↓後妻死後、惣領と二男の養子家督争い↓惣領家へ返す

g 卷十ノ四 「家屋敷配分之事」

六条御堂前町有徳商人、一家を仕分け男子三人が三所帯↓父の死後  
惣領が家の権利を主張↓当初の分割居住と和睦を勧める

i 卷十ノ十 「姉姑出入之事」

有徳商人惣領が遺言無く病死、女子九歳と男子五歳、姑と嫁が 相  
続方法意見対立↓男子の利発を見、成長後の再審議へ

いずれの公事でも「相続者が誰であれば適切か」が問題となる。aは「実子の兄弟同士」の相続の問題で、故人の意向が一見不明瞭ながら、実際は候補者を暗示していた「瓢箪」の良し悪しから、その意思を板倉殿が看破する。bは故人の配偶者とその兄妹、c・d・f・g・iは実子の兄弟姉妹、eは本妻腹男子と妾腹男子の争いである。また、「遺言の有無」の問題もある。cの遺言書の故人の意向は姉夫婦の相続だったが、後に帰還した弟の事情を汲んだ追加措置的な財産分与が判断されている。一方、d・e・iは主人の急死や病死後、故人の遺言書のない状況であり、遺族の一家や手代町年寄十人組等が公平な裁定を求めて板倉所司代に訴え、現実的に妥当な解決策を模索する事件となる。故人の意思が不明な場合も、関係者が各々の主張を展開するが、家督相続者となるべき人物については、相続候補者の適格たる「器量」が考慮される。相続候補者が責任能力において幼少すぎる場合は、「両子各十五歳ニ成迄ハ一門トモ右ノ金子預り置、十五歳ニナル時渡スヘシト也」(巻八ノ六)や「兄弟トモニ幼少ナレハ男子十二三歳ニ成生スル迄ハ、一類トモ并ニ町ノ年寄十人等相談シテ後見シ」(巻十ノ十)のように、当面の「預り」や適切な「後見」により、その「器量」を見届けて「跡識無異儀相続スル様ニ可仕」とする裁定がみられる。このように「養子妾女公事」をはじめとする『板倉政要』の相続公事譚では、主人没後の遺族や関係者の間いかに「妥当な」解決が得られたかが要点となる。「板倉殿」は公事の当事者の人々の関係を見極め、常識的な判断のもとに公共的かつ適切な取り扱いを示す「指導者」的な役割を果たしている。その中でも「裁決が板倉所司代自身の手で行われずに、町年寄・十人組、あるいは親類一同の手で、自主的になされる話に、賞揚の拍手が送られる例が多い<sup>10)</sup>」と、前掲熊倉氏論は指摘する。前掲の巻六ノ一「妻子妾女公事」本文の⑥もそうした関係者の合議を求め、「内決シテ、重テ此趣キ板倉殿へ訴へケレハ、周防守殿聞届差図ノ通ニ相計ヘキ旨ニ落着」したのだった。「堅苦し

い判例集的な趣き」とも指摘される各裁判話だが、「養子妾女公事」や a s i の話末のそれぞれに、当事者たちの陥った困難の克服と「落着」の結末が構成されているといえよう。

## 二 「何れも京の妾女四人」に造型された事件——「町人」の「書置」

「養子妾女公事」と「本朝桜陰比事」巻四の五は、故人の子や妻妾が遺言を巡って権利を争う話、という点で「類似」する、といえる。「京の妾女四人」の事件の「遺言」の内容が判明した後、困惑した関係者たちが訴え、奉行が故人自筆の遺言の有効性の如何を「証文の反古ほんこに成とは此事也」と裁断する点も、「養子妾女公事」の話末の評語「証文モ道理ニ依ヘキコトニヤ」と共通する響きを持つている。その他にも、「京の妾女四人」の本文には

- ・ 跡の義は随分念を入たる書置箱あり（中略）又一通に諸親類方下々への書置自筆に印判いんぱんまぎれなし。

↑④讓状心元ナシトテ披テ見レ之ニ無レ疑自筆ノ讓状也

・ 此通りにして請取べしと妹娘の親類さし出れど。中々手代ども合点せず

↑③彼妾女ノ云、我等ニ家屋敷金銀以下迄不レ残讓与ノ証文有之ハ残ラズ我等家督ヲトルヘキ由

・ 一門手代内談して右の段々御前へ申あげしに。

↑④町年寄十人与并一族ノ輩讓状心元ナシトテ養子ニ家督相統ノコト難レ叶ニ依テ周防守殿へ訴ケル

といった、前掲「養子妾女公事」①～⑥本文にも見られた板倉裁判話の「型」的な言辞の表現の箇所がある。これらの点からも、本話は「養子妾女公事」を意識して創作されたものと考えられる。

だが「何れも京の妾女四人」の事件話が「養子妾女公事」から乖離する大きな「差異」はまず、その一話全体の構成にある。問題の故人の生前の行動から語り出される冒頭から、本文を検討してみる（※以下、本文引用の記号や（ ）書きは引用者が付した）。

アむかし都の町に栄花さかぐわの時得たる町人有。本妻相果ほんさい後筋目よきた（つぎ）の然も美形びげいなるよびむかへ。是は中屋敷に置

て折く通ひ。  
イ本宅には前腹の男子十四歳なるに後見を付。万事は手代うちまかせ  
ウ其身は下屋敷をあまたこしらへ。

(一) 東山の花見屋敷に葉山といへる手かけ有。

(二) 嵯峨は月見るための屋敷に秋野といへる手かけあり。

(三) 賀茂川ちかき涼み屋敷に夕暮といふ手かけを置。

(四) 北山の雪見屋敷に松崎といへる手かけを置。

エ四季の心を一日の夢に見るかんたんの枕定めず。さきから先へのり物まはさせ世に有程の遊興。殊更無理酒  
にたはふれ年中酔の覚る時なく。

オ男盛に大病を引請相果しに。

と、発端は記される。「町人」の「随分念を入たる書置箱」の遺言の㉞㉟の内容は、この町人の生前の行動のあく  
ウと、次のように対応している。

㉞ 本妻には(Ⅱ後妻)子もなき事なれば。すゑく隠居のために拵へ置し長者町の屋敷へ移し。上下拾人の暮  
し緩くと成程本宅より相繼。遣ひ銀此たび千枚相渡すべし

㉟ (惣領・奉公人)扱惣領には室町の家屋敷に銀式百貫目相添てとらすべし。又一通に諸親類方下くへの書置  
自筆に印判まぎれなし。

㊴ (四人の手かけ腹に皆一人づゝ娘の子有)

α 姉十二に成に銀百貫目に所よき家屋敷

β 二番目の娘十一に成に銀八拾貫目にも角屋敷

γ 三番目の娘十に成に銀五拾貫目家屋敷

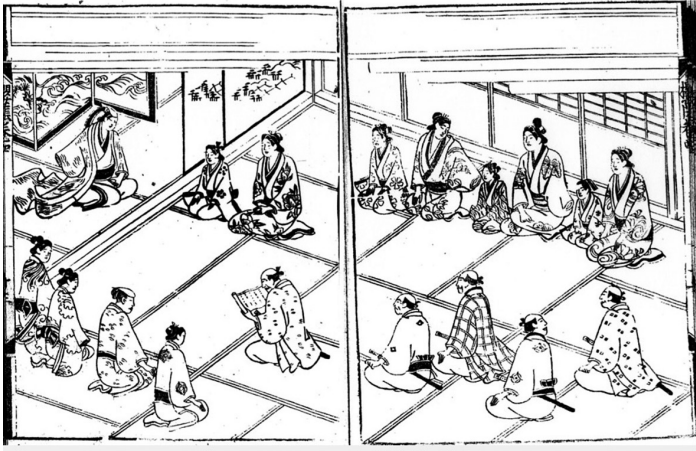
δ 四番目娘当年八歳に成に。財宝残らず釜の下の炭広庭の落葉までも是にゆづる也



生前の「栄花の時得たる町人」はアの美形の後妻を「中屋敷」に迎え、イの「本宅」の未だ十四歳の惣領に後見を付け、家業を「手代に万事うちまかせ」にし、ウの四人の妾女を四つの「下屋敷」に各々住まわせ、本人自身は乗り物で通い遊興を極める。京の四季の景勝地に各々設置した「下屋敷」で実現させた、(一)〜(四)の四季の趣向に拠る妾女の列挙は、町人の莫大な財の規模を物語るとともに、その病死が過度の享樂の結果であることを印象づける。遺言の「書置」によると、遺産分与の対象者は、㊦「後妻(本妻)」と㊧「前腹の男子十四歳」と㊨「四人の手かけ腹」の各「娘」たちであり、直接「妾」へ、ではない。また、兄と妹たち五人の子はすべて故人の実子とみられる。『板倉政要』『養子妾女公事』は、有徳な商家の後継者である「養子一名」対「妾女一名」の相続争いとして、規模としては現実的に起こりそうな事件の判例であった。それと比べて「京の妾女四人」の事件は、関係者の夥しい数の誇張があり、話が面倒になっている。

人物の構図やその要因——故人の妻と妾、また、本妻腹の惣領と義母(後妻)、さらに本妻腹妾腹を含めた実子の兄妹同士、など——は、実は前掲の『板倉政要』の他の個々の相続公事譚の中にも垣間見られるものであった。だが「京の妾女四人」の事件では、それらが一度に一つの話の中に混在している。この争いは単なる「妾女对本妻」でも「妾女対妾女」でも、「前腹の惣領対妾女」でも「兄対妹」でもなく、そのいずれもが含まれている。『板倉政要』各一話ずつの裁判すら面倒な所を、『本朝桜陰比事』作者が「養子妾女公事」「本妻与妾之事」「養子公事」等で問題となる要素を皆盛り込んで、複合的に一話の事件に造型してしまっただかのごとく、同席者間で複数の争いが同時に勃発しかねない、著しく厄介な状況が設定されているのである。

さらに、「差異」は人物形象にも及ぶ。「養子妾女公事」の「商人」は、「実子ナシニヨツテ」養子呼び寄せ、「町ノ年寄十人と并ニ一類眷族マテ養子ノヒロメヲ致シ」、家業継承の準備を、少なくとも商人本人が判断して病死前に行っていた。故に、没後の遺書を巡る裁判の時点で、板倉殿も「今日迄無<sub>二</sub>異儀<sub>一</sub>」町役等モ相動シテ商売金銀等ノ支配モ此養子ニ任セ置コトナレハ」と発言する。養子は既に成人し、後継者として町年寄十人組に能力を認められていたのである。後継を着実に準備していた商人が、臨終時の一時的な「性気正シカルマシ」き状況で問題の遺言を



【図1】『本朝桜陰比事』巻四の五挿絵、「西鶴浮世草子全挿絵画像CD」  
 (『西鶴と浮世草子研究』Vol.1、2006.6.) 参照

書いたであろうとする板倉殿の判断と、養子の家督相続の妥当性を認める経緯は、合理的につながる。

それに対し、「京の妾女四人」の町人の「息子十四歳」は未成年である。前掲の『板倉政要』巻八ノ六等のように「十五歳」程度を成年とすれば、未だ後見を必要とする年齢である。さらに、父親である町人が遊興のため、生前から家業を「万事は手代うちまかせ」であったという条件も加わる。故人の書置の内容が「養子妾女公事」のような臨終の際の思いつきであったか、という以前に、平素から家業への意識があったかどうかすら覚束ない、と読む者に思わせる「書置」の内容になっている。第一、惣領への財産分与も、妾女の最年長の娘の銀百貫目の二倍の銀二百貫目に過ぎない。「財宝残らず」は本妻腹の惣領ではなく、最年少の八歳の娘宛であった。「養子妾女公事」と「類似」した文勢でこの事件が語り出される時、『板倉政要』を知っている『本朝桜陰比事』の読者なら「故人が臨終の際に突然最愛の人物への財産譲渡を急に思いつく」展開を予想するだろう。あるいは、あたかも故人が生前『板倉政要』巻六ノ一を愛読した影響で「随分念を入たる書置箱」を作成してしまったかのごとくに。

この困難な状況の設定と誇張は、静爾な緊張感の高まる莫大な遺産相続の遺言の開示の場面を、恐らくは本話の挿絵

【圖一】とも連動して、効果的に演出していると考えられる。「いづれも立合」集まった人々の目の前で（『テキストを読む読者の目の前で』）、その書置が「開き見」られる瞬間、書置が滔々と読み上げられる場の、人々の困惑の表情が目に見えかぶような、作用をもたらす表現である。本話の「おかしな書置」が極めて立派な「書置箱」にあることも、いかにも非常識でおかしな遺言状でも有利とあらばそれを盾に取って財産譲渡を要求する「妹娘の縁者」たちも、『板倉政要』よりずっと可笑しく諷刺的に滑稽化されているといえるだろう。「養子妾女公事」の妾女が「大人」であるのに対し、未成年の兄妹たちではおおよそ財産譲渡にそぐわない幼さが誇張され、「八歳」の女兒を取り囲む大人たちの思惑への諷刺の度合も高くなる。これらの点においても「何れも京の妾女四人」は「養子妾女公事」の単純な模倣ではなく、『板倉政要』の既知の読者であれば逆に、『本朝桜陰比事』を読んだ時に発見するであろう〈差異〉の奇妙さや「言外の」滑稽が、じわじわと感得される書き方になっているのではないだろうか。

### 三 「差異」の多義性の要因

「京の妾女四人」の事件の商人の「書置」の内容には、さらに特徴的な志向性がある。前掲本文の、本妻腹の惣領のイ「室町の家屋敷」「銀二百貫目」と、δ「四番目娘」への残りの全財産譲渡という、兄妹間の極端な落差のインパクトも大きい。だが、この事件を「養子妾女公事」的な「惣領」と「後妻（本妻）」への遺産分与の観点から見ると、ア「先本妻には」以降のとおり、従来の「中屋敷」以外に拵えた「長者町の屋敷」へ後妻を移住させた場合、将来も「上下拾人の暮し」が「成程」に、本宅から「相継」「遣ひ銀此たび千枚」とする条件の規模が問題となる。「本宅」を誰が相続しても（仮にδの末妹が相続する場合であろうとも）、「本宅」から後妻への「相継」、仕送りの維持が暗黙の内に要求されている。その最初の小遣いが「此たび」の銀「千枚」、四十三貫（金六百五十兩）<sup>12</sup>である。「本宅」の家業には、それ相応の資産の維持拡大があてにされている、といってもよい。譲状を残した町人自身、「万事は手代うちまかせ」で「遊興」専一のまま、莫大な利潤を生み続ける「本宅」の商家によって、己の死後

も理想郷が永続する夢ばかりを脳裏に膨らませているような内容なのである。

関係者たちは、この遺言に賛成する「妹娘の親類」以外は皆、「中／＼手代ども合点せず相わたす事思ひもよらず」「町中にも惣領に男子ありながら非道の云置と沙汰し」、「世間にもよろしからぬひやうばん」となる。遺言の「多子相続」が「一家の繁栄を分散させてしまう」ことと、故人の死後も続く「各別相違」の上のさらなる「蕩尽」の指示も、「町人親類手代ども」一同は阻止しなければならぬ。家業の規模に常識的に相応した経済活動の維持の中で、「諸事あとしきの義は惣領」「後家事は同じ屋敷に置いて後見いたさせたく、すなわち前妻腹の惣領の家督相続と、同居の後妻を後見人にする判断は、「筋目よき」「然も美形なる」後妻に「長者町の屋敷」で「上下拾人の暮し」をさせるよりも、経費抑制の点でも現実的で合理的な方法といえる。

『板倉政要』は判例集の機能として、社会的に「妥当」な解決方法を裁判説話の結末に示し、事件の関係者たちを納得させ、読者にもその結果を共有させる働きをもつ。「養子妾女公事」で関係者の「寄合吟味」が指示されたように、『本朝桜陰比事』の「京の妾女四人」の事件の場合も、「書置の衆中」に「町中親類手代ども」の立合と「洛中の案者」も加えた「廿日が間」の「相談」が指示され、「明暮寄合既に談合かため書付」で申し上げた現実的な判断が、「御前」の「御扮きの御書」の判断と「すこしも違なく」裁判の仰せ渡しとなる。この場合も、「御前」より「家・家族といった共同体の存在が大きく感じられる」解決法にみえる。

しかし、本話の裁断の場合、「養子妾女公事」にない要素が加わっている。

・菟角此親虚気の沙汰なり。証文の反古に成とは此事也。

・御前御意の通りつねに大酒を好み申され候。定めて其上の事とそんしたてまつり候。

「養子妾女公事」の「性気正シカルマシ」に対し、「京の妾女四人」の町人は、前掲本文エ・オのように「無理酒」「大酒」故の病死と設定され、御前に「虚気」「証文の反古に成」と叱責的に断じられてしまう。「一門手代」はその「大酒を好」故の「定めて其上の」書置とする「御前御意」に同意し、合議結果の提案を申し述べる。故人の「書置」の妥当性が疑われ無効化される結末が『板倉政要』と同じとはいえ、書き手の認知判断能力に対する御前の口

物は「養子妾女公事」より厳しく、否定的な響きとなっている。

その裁断の一方で、本話の前半の町人の行動は、前掲の本文ア、オの「栄花の時得たる」營為として地文に叙述されていた。殊にウ(一)〜(四)の各妾女の下屋敷の設営の部分の造型に影響を及ぼしているのは、『源氏物語』少女卷の次のような箇所と考えられる(以下、傍線は引用者に拠る)。

(一)南の東は、山高く、春の花の木、数を尽くして植へ、池のさまおもしろくすぐれて、御前近き前栽、五えう、紅梅、桜、藤、山吹、岩躑躅などやうの春のもてあそびをわざとは植へで

↓東山の花見屋敷に葉山といへる手かけ有。

(二)中宮の御町をば、もとの山に、紅葉の色濃かるべき植へ木どもをそへて、泉の水とをくすまし、鍮水のをとまざるべき巖たて加へ、滝落として、秋の野をはるかに造りたる、そのころにあひて、盛りに咲き乱れたり。嵯峨の大堰のわたりの野山むとくにけおされたる秋なり。

↓嵯峨は月見るための屋敷に秋野といへる手かけあり。

(三)北の東は、涼しげなる泉ありて、夏の陰によれり。

↓賀茂川ちかき涼み屋敷に夕暮といふ手かけを置。

(四)西の町は、北面築きわけて、御倉町なり。隔ての垣に松の木しげく、雪をもてあそばんたよりに寄せたり。

↓北山の雪見屋敷に松崎といへる手かけを置。

地名と屋敷、妾女の名付け方等、「栄花」に用いられる言辭には明らかに、光源氏が完成させた六条院の各町の表現への意識が窺われる。(一)〜(四)の春秋夏冬の順の展開は、少女卷の六条院各町の春秋夏冬の叙述順と同じである。(三)の賀茂川の夏の涼み屋敷には、「夏はつる扇に露もおきそめてみそぎすずしきかの河風」(藤原定家『拾遺愚草』一七九八<sup>16</sup>)等の和歌の面影もある。このような王朝文学的な連想を誘う美景表現を駆使した箇所が一通り展開し、続く「四季の心を一日の夢に見る」『邯鄲』の「枕」から「枕定めず、さきから先へのり物まはさせ」の遊興へと急に転換される言辭により、読者には眩惑感さえもたらされる。実質は優雅というより、何かにとり憑かれた

かのようなせわしなげな蕩尽でもあるのだが、この前半の部分から結末までの配置によって、事件の落着と御前の「仰せ渡し」への礼讃的話末をもってしても、この一話には「言外」の感慨と、不思議な余韻が醸成される。

「万事名跡までゆづる程にふびんぞんじ候処」の末娘を、生前の町人はそれほどまでに溺愛していたのだろうか。大酒で健康を害しながら、遊興の妾女と娘たちとの時空の中に、町人の心は「栄花」の充実感を見出していたのか。遺言の文の順が⑦→⑨→④であることで、その分、他の人々——前妻腹の惣領、手代たちとの距離感も伝わってくる。莫大な財力の家の主人ながら、家業経営とは乖離した彼の居場所はそこにはなく、隔絶した心の空虚があったのだろうか。一門手代たちが「町中にもよろしからぬひやうばん」に困り、「惣領義」「親の気をそむき申事御座なく候」と懸命に申し述べる言葉以上の叙述はない。だが、主人の行動が家業の経済規模をも顧みない無制限な蕩尽となり、法外な夢の「書置」が仕立てられるまでの、町人と周囲との関係に、何らかの原因があったのではないかという、人々及び読者の憶測が発生しうるのも、状況設定がもたらす「書かれていないコンテクスト」(中嶋隆)の作用と感ぜられる。

先行研究における本話の解釈は分かれている。まず、『本朝桜陰比事』卷三の七「銀遣へとは各別の書置」の故人の書置の知恵とは逆の事件であり、結果的に「家を手代にまかせ、遊蕩生活にふける」「後妻の他に四人の妾女を寵愛し、酒に溺れ、酒に死ぬ、まったく好ましくない商人像」とするのは、森田雅也の指摘である。これは「実際の家の営業を掌握した立場の人物」、家業を維持する「手代」等の側に立つ生活常識的な視点といつてよい。

逆に、周囲にとつてあまりにも非常識な書置であったことが、むしろここまで錯綜した妻・子・妾の関係の問題を死後確実に公的法廷に持ち込むための、故人の「深謀遠慮であった」とする徳田武の解釈がある。はたして「万事手代にうちまかせ」だった故人が、最後に途方もない「謎掛け」を遺族に残した、という珍事なのだろうか。結果的に事件は解決したが、少なくとも関係者たちの「皆が頭をひねってしまうような遺言状」が、騒動をもたらした迷惑の感覚は否めない。

岡本隆雄の「京都の保守的な家持層(有産階級)へのアイロニー」という指摘は、話構成や叙述における「富豪

の男の好色な表現」「妾腹の娘たちへの金額の精細さ」といった『板倉政要』『養子妾女公事』との「差異」に着目している。「養子妾女公事」の事件形象をはるかに超えた誇張表現で、「京の妾女四人」事件に具現された驚異的な「栄花」、その志の途中で斃れた町人の「夢」が、死後も永続するよう指示する「書置」があった。その故人の夢を「常識的な社会の判断」は理解せず、潰えさせ、町内の共同体や家業が「持続可能」で穏当な、妥当な遺産相続に落着かせた、ともいえる。岡本氏は、「浪費の快感」という「人間認識」が「家（富）の保持を目的とする」「世間の法」とは本質的に矛盾する」という「アイロニー」を、「日本永代蔵』『好色一代男』等の西鶴浮世草子の一連の「蕩尽譚」の志向性と絡めて指摘する。

森田氏のいう「好ましくない商人像」の「栄花」を、本話は詳細に記述しすぎるともいえる。が、その記述に読者が逆説や様々な事情を垣間見て、憶測する仕掛けが残されている点が、『板倉政要』の実用的・教戒的な志向性とは微妙に異なる、本作品の特質なのではないかと考える。「何れも京の妾女四人」は、一話の字数の分量も少ない短い話であり、短い話であればあるほど、文章に占める語句の配列の比重の効果は大きい。本話の『板倉政要』との「差異」は、むしろこの分量で「養子妾女公事」を充分に意識したが故の方法だったのでないか。「養子妾女公事」は『板倉政要』諸本の巻六の裁判説話の部の巻頭話となることが多く、典型的な相続公事譚の一話として周知されていたであろう。あえて「京の妾女四人」をそれに「類似」させた作者が、相続公事譚における造型の象徴的な意味を本話に持たせている可能性もある。

『板倉政要』は一連の、読者が理解しやすい「裁判説話」の型——事件の発端、訴え、所司代の捜査・探索と関係者喚問、真相の究明と裁定といった流れ——を持つている。『本朝桜陰比事』がその事件のトリックを借りて小説化する場合、必ずしも同趣の結末やトリックをそのまま踏襲するとは限らない。『本朝桜陰比事』巻三の四「落し手有拾ひ手有」の、『板倉政要』巻七の十四「聖人公事捌」の三方一両損の落着を「模倣」した計略を看破する、という展開もある。既に人口に膾炙する『板倉政要』裁判話の展開を種にする際、「型」を踏襲した文勢を残しつつ、「最短」で微妙な〈異化〉によって強い諷刺やユーモアの「効果」を高めるという方法も、『本朝桜陰比事』裁判話で意

図されているのではないだろうか。「極めて短い話」の構成に、作者の注意深い創意が認められるのである。

#### 四 『板倉政要』続編裁判説話の『本朝桜陰比事』受容と変質

『板倉政要』巻六く巻十は一般に、寛文頃までの裁判説話をもつ「正編」とされている。その所収話に続く形で、写本の巻十一以降に、他の「板倉殿」裁判説話を盛り込んだ諸本が複数種類、現存する。これら『板倉政要』の「続編」写本群は、寛文年間以降の実際的事件の判例集とみられるものから、明らかに『本朝桜陰比事』『鎌倉比事』等の浮世草子「比事物」の短編から採話され「板倉殿」の裁判説話に仕立てられた後代の作品とみられるものまで、多様な形態が伝えられている。

『板倉政要後編』（国立国会図書館蔵写本）はそのうちの後者の、比事物浮世草子の裁判話の影響を受けた後の作品の一つである。滝田貞治は本作を「宝永・正徳間以後」の成立と推定し、主に『板倉政要』成立後の、実際には板倉京都所司代と無関係な裁判話や、「あるいは元の話をも潤色改作したものを加えて撰述」されたものであるとする。『本朝桜陰比事』が元とみられる裁判話も複数散見するが、その巻七の四「色欲に迷ふ讓状の事」は、「何れも京の妾女四人」の本文を踏襲し、いかにも板倉殿の裁判説話の「型」らしく収めたものとみられる。

昔し都の町に、其身有徳なる町人美太郎、酒色に長し、本妻の外に妻数多有りけるが、此もの廿八歳にして、不養生故病死せり。妻にも妾にも子の有ける故、跡式の訴訟に出ける。則書置を奉行御覧あるに

冒頭の「昔し都の町に」という始まり方は、『本朝桜陰比事』の所収話の冒頭の形と同じである。「酒色」で病死した男が妻妾と子等に残す「跡式の訴訟」という点で、一見「何れも京の妾女四人」とほぼ同話のようだが、「書置」の意味や状況の造型には違いがある。この「有徳なる町人」の名は「美太郎」で、冒頭から「廿八才にして不養生故病死」したと記述される。「美太郎」の「書置」は、妻・妾・子への次のような財産分与を指示していた。

(1)本妻くねに百兩、「何方なりとも縁付べし」(離縁)



本妻腹の惣領男子に五百兩

(2) 妾うへに百兩

その腹の娘に三百兩

(3) 妾あし(三年以前に抱え) 五百兩遣し、「尼になるべし」

その腹の二才の倅に身代不殘讓る

奉行はこの「書置」を見て、まず生前の美太郎の振舞を「身持放埒にして人の異見も不用我まゝにつのり、大酒のみ甘きものを多く食し、大勢の妾を受し、実に不養生のみにて遂に年若にて病死したもなるべし」と糾弾する。その上で、(1)の本妻の「縁付勝手次第」には「常々本妻異見かましき事を言しを、却てうとましく思ひ」、(3)の妾あしの「尼になるべし」には「若き妾」の「此女に心を取乱れし執着深く、此女か産たる子を名跡に立る」と、美太郎のそれぞれへの「我まゝ」な意図を、奉行は看破してしまふ。「妻にも妾にも子の有ける」条件下で、奉行はこの「書置」を「いづれ酒におぼれ正体もなき奢もの」の「埒もなき遺言」と否定的に断じ、美太郎の江戸在住の弟・理次郎を上京させて遺言の書き直しを命じ、町内役人との合議を経て、「本来」あるべき本妻惣領男子の家督相続と、妻妾女たちへの相応の配分を按配させる。本話末の評語は「遺言は死の時節に臨、自ら心も正しからず、迷ひて乱命といふ事あり、平日正しき時によく譲り置べき事なり」と添えられる。

『板倉政要後編』の編作者は、『本朝桜陰比事』の本文の「世に有程の遊興。殊更無理酒にたはふれ年中酔その覚る時なく。男盛さかみに大病たいびょうを引請相果し」から、主人の「色欲に迷ふ」失態を死因と解釈し、話の題名にも「色欲に迷ふ」の表現を盛り込み、冒頭の地文から「酒色に長じ」「不養生」とする。本話は美太郎の行いを、決して「栄花」とは表現しない。美太郎の「酒色」「放埒」「色欲」「奢」は「悪」として、ひたすら否定的な言辞で記されている。前掲の森田氏の指摘する「まったく好ましくない商人像」を、さらに俗悪化したような人物造型である。本話には「手代」たちはほぼ登場せず、弟の理次郎に解決の支援を命じた「奉行」は、一同の前で次の談話も行う。

惣じて書置は、互に終をつゝしむ道なれば、軽くしく存ることにあらず。己が生て後の事を思ひ出し、日頃

あしき親類にても其恨みを捨て、先祖よりの血脈の濃と薄きとの筋目の差別を思ひ計て、随分真すぐすべし『本朝桜陰比事』での「虚気うつげの沙汰」<sup>1</sup>「証文しやうもんの反古ほんこに成」とする裁断は、『板倉政要後編』「色欲に迷ふ讓状の事」においてさらに「色欲」「酒悪」の「書置」により「兄弟の次第不順なるのみならず、一家大乱起り滅亡すべし」という仰々しい警告となり、懲悪的な教訓性を強く増幅させる。浮世草子『本朝桜陰比事』の一話はかくして、『板倉政要』的な裁判説話の続編所収話の一つとなり、志向される「市民生活の常識的教訓」の方向に読み換えられ、変質しつつ組み込まれていく。

「何れも京の妾女四人」の町人の驚異的な享樂の「栄花」の「夢」は、『板倉政要』とその続編の常識的な裁判説話の態度——儉約、家業と共同体の維持といった制度的なもの——からは、逸脱している。後世の『板倉政要後編』がその「はみ出したもの」を描く時、制度側から教条的に否定する態度となっている。教訓を主張し啓蒙したい側にすれば、多義性は教訓の解釈を弱める不都合さを伴うものかもしれない。しかし、『本朝桜陰比事』の解決の知恵と、どこことなく漂う微妙なアイロニーや諷刺的な滑稽さは、町人の蕩尽を「栄花」と表現しうる作者が人々の思惑を細かに俯瞰するまなざしと、テクストの多義性こそが、もたらしていたのではないだろうか。引き続き、諸作品間の裁判話の関係について検討を行いたい。

## 注

収

- (1) 野間光辰「本朝桜陰比事考証」(『国語国文』一・二月合併号、一九四六年八月)、『西鶴新新放』(岩浪書店、一九八一年八月)所収
- (2) 熊倉功夫「板倉京都所司代」、『寛永文化の研究』(吉川弘文館、一九八八年十月) 第三部 寛永文化の変容「第一章 『板倉政要』と板倉京都所司代」一六『板倉政要』の姿勢」
- (3) 杉本好伸『日本推理小説の源流』本朝桜陰比事 上(清文堂出版、二〇〇九年六月) 二二 先行裁判物からの翻案
- (4) 岡本隆雄「『本朝桜陰比事』論——民事譚の法認識を中心に——」(『群馬県立女子大学国文学研究』11号、平成三年三月)

- (5) 大久保順子『板倉政要』写本「正編」説話の様相（『香椎湯』52号、二〇〇六年二月）
- (6) 本論における西鶴作品本文の引用は『定本西鶴全集』（中央公論社）に拠り、現行の用字と句点（。）に改めるものとする。
- (7) 注（3）同書「一『本朝桜陰比事』成立の背景」
- (8) 熊倉功夫「史料翻刻『板倉政要』第六卷〜第十卷 裁判説話の部」（筑波大学大学院人文社会科学研究所歴史・人類学専攻『歴史人類』15号、一九八七年三月）
- (9) 注（2）熊倉功夫『寛永文化の研究』第三部 寛永文化の変容「第一章『板倉政要』と板倉京都所司代」「五 説話の中の民事訴訟」
- (10) 注（2）同じ
- (11) 森田雅也「銀遣へとは各別の書置」考——相統制度からの読みをめぐって——（『日本文学』52巻1号、二〇〇三年一月）。中 桒喜雄『大坂町人相続の研究』（嵯峨野書院、昭和五一年）の未成年者相続の例を引きつつ、ほぼ「十五歳以上」を成人とみる指摘に従う。
- (12) 『定本西鶴全集』第五巻所収『本朝桜陰比事』巻四頭注参照
- (13) 注（11）森田論文
- (14) 松村美奈「井原西鶴『本朝桜陰比事』試論——相統問題を中心に——」（愛知大学一般教育研究室『一般教育論集』37号、二〇〇九年九月）
- (15) 新日本古典文学大系『源氏物語二』（岩波書店、一九九四年一月）大島本を底本とする本文を参照のため引用する。
- (16) 『新編国歌大観』第三巻私家集編 歌集編（角川書店）参照
- (17) 中嶋隆「西鶴・読者・想像力——コンテクストの複線をめぐって——」（『江古田文学』51号、二〇〇〇年）
- (18) 注（11）森田論文と同じ
- (19) 徳田武『本朝桜陰比事』比事論（『明治大学教養論集』通巻496号、二〇一四年一月）。巻三「銀遣へとは各別の書置」と同趣の、故人の知恵と解釈する説である。
- (20) 注（14）同じ
- (21) 注（4）同じ
- (22) 羽生紀子「聖人公事之捌」から「落し手有拾ひ手有」へ——『本朝桜陰比事』の価値基準——（武庫川女子大学『日本語日本文学論叢』13号、二〇一八年二月）

(23) 大久保順子『板倉政要』続編諸本考(『香椎湯』45号、一九九九年二月)

(24) 滝田貞治『本朝桜陰比事』の研究、『西鶴襍藁』(野田書房、一九四二年四月)所収

(25) 引用本文は大久保順子「翻刻『板倉政要後編』(上)——卷一〜卷七——」(『文藝と思想』63号、一九九九年二月)に拠る。本文の引用においては引用者が適宜、濁点と句読点を補った。なお、三瓶源作『国会図書館本 板倉政要』(三瓶ちえ発行、一九九四年七月)に本話「色欲に迷ふ讓状の事」現代語訳が掲載されるが、所謂『板倉政要』巻六〜巻十ではなく、後編諸本のうちの国立国会図書館蔵『板倉政要後編』所収話に相当する。